

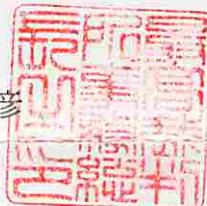
最高裁秘書第4053号

令和元年8月16日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

5月27日付け（同月28日受付、最高裁秘書第2942号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

裁判官が退官した際に発行する司法修習終了証明書の書式（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）